

日本公証人連合会

新たな 定款認証 制度へ

株式会社

一般社団法人

一般財団法人

1

改正の目的等

- 1 公証人法施行規則の一部が改正され、平成30年11月30日から、株式会社、一般社団法人、一般財団法人の定款認証の方式が変わります。電子認証の場合だけでなく、書面による認証も同様です。
- 2 この改正は、法人の実質的支配者^(注1)を把握することなどにより、法人の透明性を高め、暴力団員及び国際テロリスト^(注2)（以下「暴力団員等」という。）による法人の不正使用を抑止することが国内外から求められていることを踏まえての措置ですので、ご協力をお願いします。

2

改正の内容及びこれに関連する事項

1 この度の改正により

- ① 定款認証の嘱託人は、法人成立の時に実質的支配者となるべき者について、その氏名、住居及び生年月日と、その者が暴力団員等に該当するか否かを申告していただくことになります。
 - ② 申告された実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当し、又は該当するおそれがあると認められた場合には、嘱託人又は実質的支配者となるべき者は、申告内容等に関して公証人に必要な説明をしていただくことになります。
- 2 ②による説明があっても、暴力団員等に該当する者が実質的支配者となる法人の設立行為に違法性があると認められる場合には、公証人は、認証をすることができません。①の申告や②の説明自体がない場合も同様です。

3

ご留意願いたい事項

- 1 実質的支配者となるべき者に関する ②-1-①の申告は、定款認証の嘱託までに行っていただく必要がありますが、迅速かつ的確な定款認証・法人設立を実現するためにも、定款案の点検を公証人に依頼される際、併せて実質的支配者となるべき者に関する申告をしていただくようお願いします（注3）。
- 2 ②-1-①の申告とは別に、電子定款認証申請に際しては、従来の申請データに加えて、実質的支配者となるべき者の氏名・読み仮名を入力していただくこととなりました。

（注1） 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人を言い、株式会社では、①株式の50%を超える株式を保有する個人、そのような者がいない場合には、②25%を超える株式を保有する個人、そのような者もない場合には、③事業活動に支配的な影響力を有する個人、そのような者もいない場合には、④代表取締役が該当することとなります。一般社団法人、一般財団法人では、⑦事業活動に支配的な影響力を有する個人、そのような者がいない場合には、①代表理事が該当することとなります。ご不明な点は、公証人にお尋ねください。

（注2） 国際テロリストとは、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者です。

（注3） 申告は、日本公証人連合会のホームページで提供する「申告書」の書式、又は公証役場に備え置く同書式の印刷物を利用して、所要事項を記入の上、公証人に、メール、ファックス、郵送、又は持参等の方法によりお願いします。